

第2部 良好な環境の創造に向けて

序章 県の施策体系

1. 千葉県環境基本条例

本県は、5年11月に制定された「環境基本法」を踏まえ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を図っていくため、7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定しました。

この条例は、「環境基本法」との整合性を図りつつ、県の環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を示すものです。

2. 千葉県環境基本計画の概要

条例の第9条は、知事は環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならないとしており、県で

は8年8月に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を推進してきました。

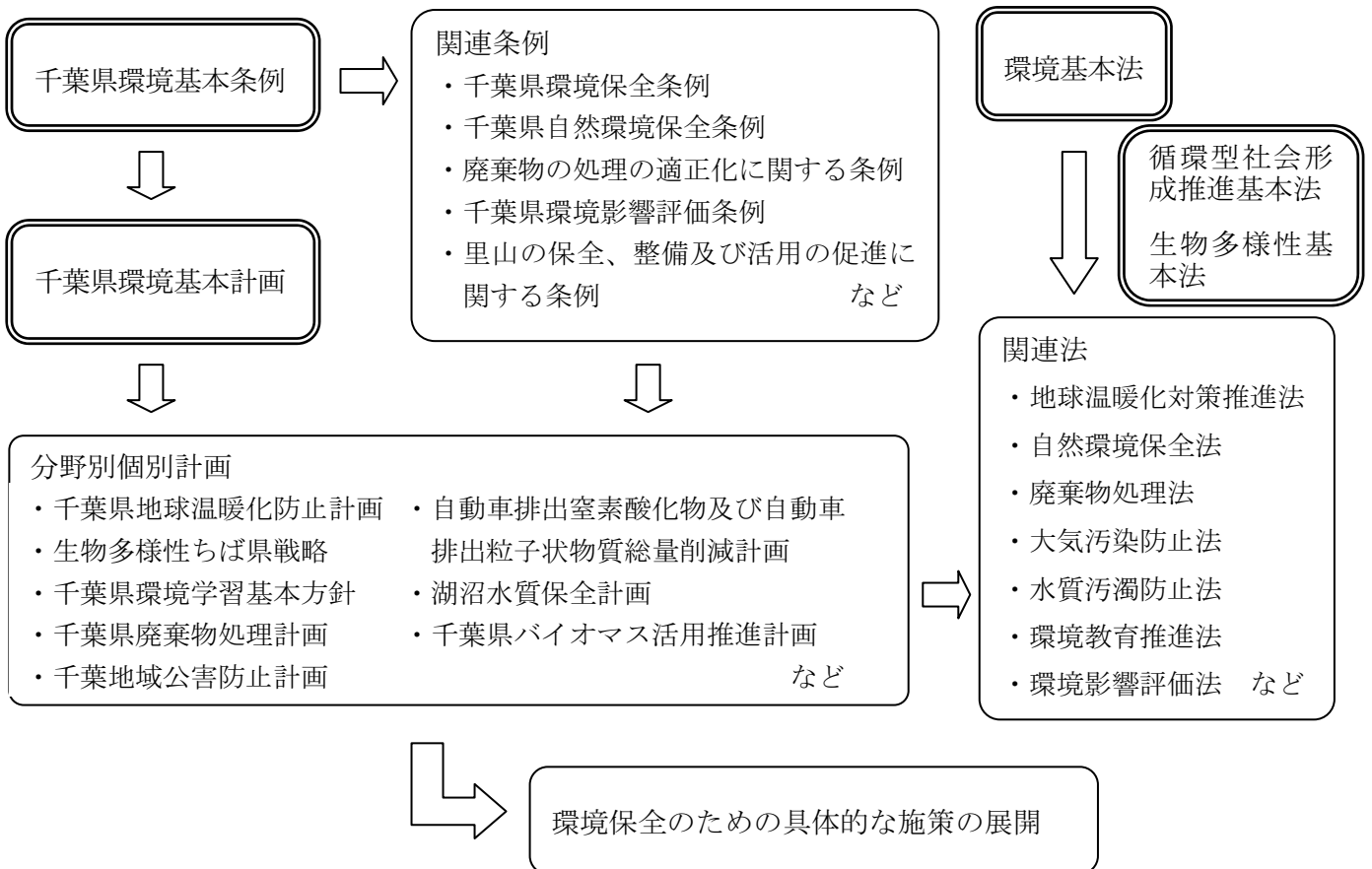
しかしながら、地球温暖化防止や生物多様性保全など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、その中で、県民、市民活動団体、事業者、行政機関等の具体的な行動と相互の連携・協働が一層求められるようになるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化してきました。

このため、同計画を全面改定し、20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」を策定しました。

計画は、目標年度を30年度として、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」を基本目標に、目指す将来像、各主体の役割、県の環境政策の視点などを示すとともに、

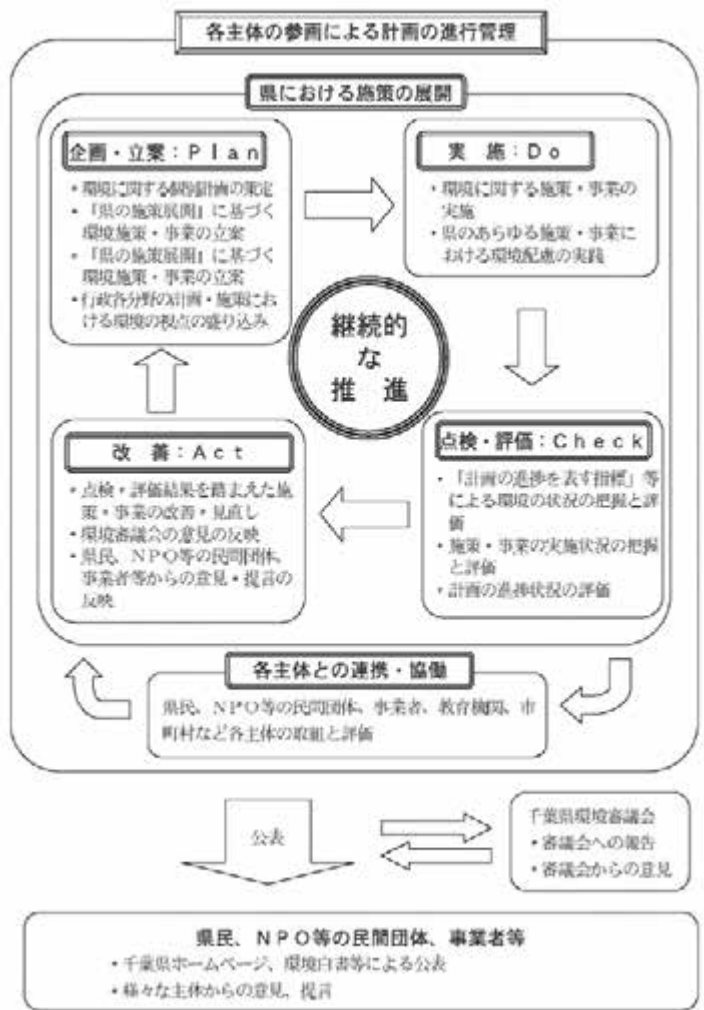
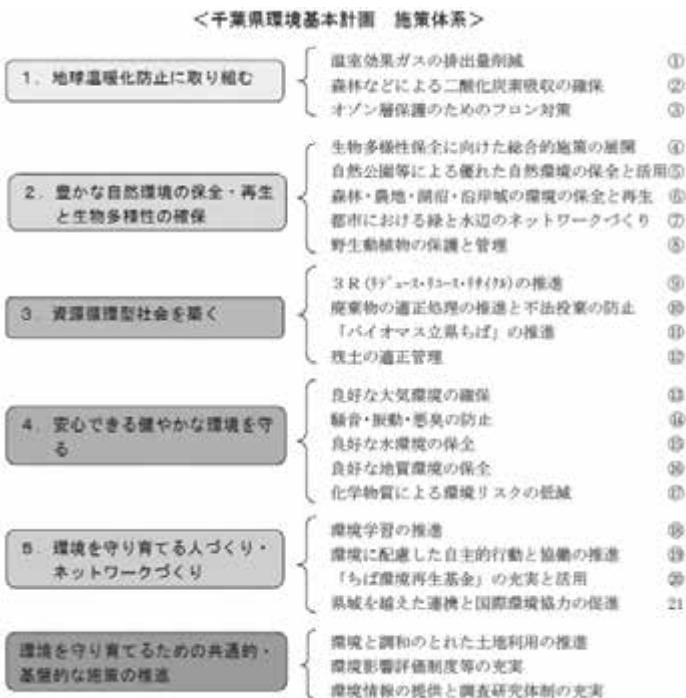


千葉県の環境行政の枠組み



県の環境施策に5つの柱と21のテーマを設定し、それぞれについて、「現況と課題」「目指す環境の姿」「みんなの行動指針」「県の施策展開」「関連する個別計画」「計画の進捗を表す指標」「具体的な取組例」を示しています。

また、これらの施策を支えるための共通的・基盤的な施策の展開方向も合わせて示しています。



3. 計画の推進

県は、関係する部局等の連携と調整を行い、計画に掲げる各種施策を効率的に推進するため、知事を会長とする「千葉県環境基本計画推進会議」を設置しています。

計画に掲げる県の施策の進行管理については、同会議においてマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の考え方に基づき、企画・立案（PLAN）⇒実施（DO）⇒点検・評価（CHECK）⇒改善（ACT）という一連の手续に沿って、毎年度実施しています。

これらの進捗状況等の点検・評価の結果については、学識経験者や住民の代表者等で組織される「千葉県環境審議会」へ報告し意見を伺うとともに、県ホームページや環境白書などで広く公開し、県民・事業者など各主体からの意見や提言を求め、改善に反映させることとしています。

4. 環境白書における進捗状況等の公開

白書第2部の章と節は、計画の5つの柱と21のテーマに対応した構成となっています（第6章は、計画に定める共通的・基盤的な施策等を記載しています）。

このため、白書の各節において、次のように計画の進捗状況を記載しています。

「1. 現況と課題」において、計画で示された現況と課題に対し、最新の状況をより詳細に記載しています。

「2. 県の施策展開」において、計画で示された県の施策展開に対する実績を中心に、施策の実施状況を広く記載しています。

「3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価」では、計画で示された進捗を表す指標に対する状況と評価を記載しています。